

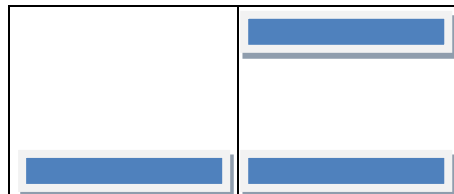
## 千葉市企業立地パンフレットに掲載する広告の募集要項【金融機関】

### 1 掲載媒体概要

- (1) 名称  
千葉市企業立地パンフレット（令和6年度版）
- (2) 規格  
A4判 表紙・裏表紙含め44ページ程度 4色刷り
- (3) 発行部数  
10,000部
- (4) 配布先  
ア 市内への立地や市内での追加投資を検討している企業等  
イ 金融機関、不動産会社、ビル管理会社等  
ウ 関係機関（千葉県、その他）
- (5) 発行予定日  
令和6年3月22日（年1回程度不定期作成）
- (6) その他  
本市が主催する企業立地セミナー及び本市が参加する各種経済関係イベントや、市長PR等においても同パンフレットを配布する。

### 2 広告掲載枠（応募多数の場合は増枠の可能性もある）

- (1) 枠数 5枠
- (2) 規格 縦 3.5cm × 横 19.0cm ※
- (3) 位置



※枠の大きさは印刷の都合で変更する場合があります。

### 3 掲載料

1枠 30,000円（税込）

### 4 募集対象

千葉市企業立地促進融資制度の全店舗取扱が可能な金融機関

### 5 募集期間及び応募者の選定方法

- (1) 募集期間  
令和5年9月11日（月）から令和5年10月20日（金）まで、市HPにて募集する。
- (2) 応募者の選定方法  
応募数が掲載枠数を超えた場合には、千葉市企業立地パンフレットに掲載する広告の取扱要領第7条第3項の規定により、抽選で掲載者を決定する。

## 6 申込みから掲載までの流れ

- (1) 応募者は、「千葉市企業立地パンフレット広告掲載申込書」に必要事項を記入し、募集期間内に持参、FAX 又は E-mail にて千葉市企業立地課まで提出する。ただし、募集状況によっては随時申込を受け付けることができる。
- (2) 市は、広告掲載の可否を「千葉市企業立地パンフレット広告掲載・非掲載決定通知書」にて通知する。
- (3) 応募者は、指定する日までに「千葉市企業立地パンフレット広告掲載承諾書」を提出し、市から別途送付する納入通知書で広告掲載料を納める。
- (4) 応募者は、指定する日までに、広告原稿（画像データ等含む）を市に提出する。
- (5) 市及び応募者は、必要に応じて、広告内容及びデザイン等の審査及び協議を行う。

## 7 掲載できない広告

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの  
※広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途「千葉市広告掲載基準」に定める。

## 8 その他

申込みに当たっては、下記の要綱等を必ず読むこと。

- ・千葉市広告掲載要綱
- ・千葉市広告掲載基準
- ・千葉市企業立地パンフレットに掲載する広告の取扱要領

### 【お問い合わせ及びお申し込み先】

千葉市 経済農政局 経済部 企業立地課 立地推進班

担当：中野・藤田

[TEL:043-245-5276](tel:043-245-5276) / [FAX:043-245-5558](tel:043-245-5558)

[E-mail:kigyoritchi.EAE@city.chiba.lg.jp](mailto:kigyoritchi.EAE@city.chiba.lg.jp)

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号